

横浜市行政不服審査会答申
(第118号)

令和4年6月14日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「市県民税滞納処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件審査請求は、審査請求人が、横浜市鶴見区長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対してした地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第331条第1項第1号に基づく市県民税の滞納処分（令和3年8月16日付け差押通知。以下「本件処分」という。）について、徴収の猶予や分割して納付することを認めるべきであるにもかかわらず認めなかったことが違法又は不当であるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、分納して納付する意思を有し、その旨担当者に連絡していたものであって、徴収の猶予や分割して納付することを認めれば支払う意思を有しているにもかかわらず、処分庁が差押手続を実施したことは違法又は不当である。

4 処分庁の主張の要旨

(1) 一部納付について

審査請求人に対しては、令和2年11月5日にアルバイト中であることを確認し、令和3年3月17日付け照会時点の給与等支払状況を前提として、任意の納付を求めていたものである。分割して納付することの協議は、無期限に納付を猶予するものではなく、審査請求人が一部納付をしていたとしても、差押処分及び換価処分をすることに違法又は不当はない。

(2) 本件処分について

処分庁は、法にしたがって督促状を発し、差押手続を実施した。

差押処分においては、最低生活の保障を考慮した差押禁止額を控除した額に限って給与を差し押さえた。

よって、本件処分は適法である。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令等

ア 個人の市県民税について、法第 319 条第 2 項は、個人の市民税を賦課し、及び徴収する場合においては、当該個人の県民税を併せて賦課し、及び徴収するものと規定し、法第 13 条第 1 項及び法第 319 条の 2 は、普通徴収の方法によって徴収するときは、納税通知書を交付するものと規定する。

イ 法第 329 条第 1 項（県民税にあつては、法第 335 条）及び横浜市市税条例（昭和 25 年 8 月横浜市条例第 34 号）第 15 条は、納税者が、納期限までに市県民税を完納しないときは、納期限後 30 日以内に督促状を発しなければならないと規定する。

ウ 法第 331 条第 1 項（県民税にあつては、法第 335 条）は、督促状を発した日から起算して 10 日を経過した日までに納税者がその督促に係る市県民税を完納しないときは、当該市県民税につき納税者の財産を差し押えなければならないと規定する。

エ 法第 331 条第 6 項（県民税にあつては、法第 335 条）は、市県民税の滞納処分については、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号。以下「徴収法」という。）に規定する滞納処分の例によることとする。

オ 徴収法第 62 条第 1 項及び第 54 条は、債権の差押えは、第三債務者に対する債権差押通知書の送達により行い、併せて、差押調書を作成し、その謄本を滞納者に交付するものとするとして規定し、徴収法第 62 条第 3 項は、差押えの効力は、債権差押通知書が第三債務者に送達された時に生ずると規定する。

カ 国税徴収法施行令（昭和 34 年政令第 329 号。以下「施行令」という。）第 21 条第 1 項は、差押調書の記載事項について、「滞納者の氏名及び住所又は居所」、「差押えに係る国税の年度、税目、納期限及び金額」、「差押財産の名称、数量、性質及び所在」及び「作成年月日」を記載して徴収職員が署名押印（記名押印を含む。）をしなければならないと規定し、さらに、同条第 3 項は、債権を差し押さえた場合には、その債権の取立てその他の処分を禁ずる旨を差押調書の謄本に付記しなければならないと規定する。

キ 徴収法第 76 条第 1 項及び施行令第 34 条は、給与収入が生計に占める重

要性に鑑み、給与生活者の最低生活の維持等に充てられるべき金額に相当する給与の差押禁止額を定め、給料、賃金及びこれらの性質を有する債権（以下「給料等」という。）について、徴収法第76条第1項第1号から第5号までの金額の合計額に達するまでの部分の金額は差し押さえることができないと規定する。

ク 徴収法第66条及び第67条第1項は、差押えの効力は徴収すべき税額を限度として、差押後に収入すべき金額に及ぶとし、徴収職員は、債権の取立てをすることができるように規定する。

(2) 争いのない、又は証拠から容易に認められる事実

ア 審査請求人は、処分庁により賦課された平成29年度相当分から令和2年度第4期分までの市県民税を納期限までに完納しなかった。

イ 処分庁は、審査請求人に対し督促状を發したが、審査請求人はその日から起算して10日を経過した日までに市県民税を完納しなかった。

ウ 処分庁は、令和3年3月17日、審査請求人の勤務先であるA（以下「第三債務者」という。）に対し、給与等の支給状況を照会し、第三債務者は同月21日付けで処分庁に回答書を返送した。

エ 処分庁は、令和3年8月16日、第三債務者に対して債権差押通知書を、審査請求人に対して本件処分調書の謄本を發送し、これがいずれも、同月19日に送達されたことにより本件処分を行った。

オ 処分庁は、本件処分と同時に、第三債務者に対し、差押額の計算方法を記載した「給料等差押可能金額算出表」を送付し、もって、第三債務者において毎月継続的に生じる審査請求人の給料等について、差押禁止額を計算の上、これを控除した差押可能額を徴収すべき滞納金額に達するまで取り立てる旨通知する方法により、本件処分を執行した。

(3) 分割納付の経緯及び本件処分の適否について

ア 審査請求人と処分庁との間では、令和2年4月頃、審査請求人が処分庁に対して失職の連絡をし、同年11月に処分庁から審査請求人に連絡してアルバイトをしていることを確認したこと、その後も審査請求人と処分庁との間で納付についての協議が実施されたこと、審査請求人が任意に一部納付をしたこと、処分庁は審査請求人に対し、令和3年8月以降の分納計画をたてるように説明していたが、審査請求人が応じなかったことが認められる。

イ 審査請求人は、令和3年8月16日から18日までの間に金策をして納付をする旨処分庁と約束したと主張するようであるが、具体的な支払金額等の約束の内容は明らかではない。

ウ 処分庁は、本件処分に先立ち、審査請求人に対し、法に従って督促状を

発送した上、特別催告書及び差押事前通知書を送付するなどして納付を催告する通知を行った。しかし、審査請求人が、その後も市民税等を納付しなかったため、処分庁は本件処分を行ったものである。

エ 本件では、適法かつ適正になされた課税処分に基づき、納期限後 30 日以内に督促状が発付され、その発した日から 10 日を経過した日までに滞納税額が納付されていない以上、本件処分には違法又は不当な点は見当たらない。

オ 審査請求人は、徴収の猶予や分割して納付することを希望する旨記載をしているものの、納税者は、本来の納期限までに租税を納付する義務を負うものであって、納期限を徒過し、督促手続がされた場合には、徴税吏員は適法に滞納処分をすることができるものである。したがって、審査請求人が徴収の猶予や分割して納付することを希望していることをもって、本件処分が違法又は不当となるものではない。

(4) 結語

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和3年9月22日	・ 審査請求書の送付及び弁明書等の提出依頼
令和3年10月13日	・ 弁明書等の受理
令和3年10月14日	・ 弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和3年11月5日	・ 反論書等の提出依頼（再通知）
令和4年5月2日	・ 審理手続の終結
令和4年5月10日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和4年5月17日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
令和4年5月26日	・ 処分庁に対する資料提出依頼の送付
令和4年6月10日	・ 処分庁からの回答の受理
令和4年6月14日	・ 調査審議